

西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区保存対策補助金交付要綱

(平成 21 年 8 月 6 日 西予市教育委員会告示第 18 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、西予市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成 16 年西予 市条例第 134 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定による補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、条例の例によるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 修理 西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区保存計画(以下「保存計画」という。)に基づき行われる伝統的建造物の保存のための行為をいう。
- (2) 修景 保存計画に基づき行われる伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築等の行為をいう。
- (3) 復旧 保存計画に基づき行われる環境物件の保存のための行為をいう。
- (4) 管理 伝統的建造物及び環境物件に係る鳥虫害等防除工事並びに自動火災報知設備等の設置により伝統的建造物群保存地区の維持及び形成のために行われる行為をいう。
- (5) 外観 建築物等の外部で、屋根、外壁、建具等又は外構をいう。
- (6) 構造耐力上必要な部分 基礎、土台、床組、壁(内部の表面仕上げを除く。)、柱、斜材(筋かい、方杖、火打ち材その他これに類するものをいう。)、小屋組及び横架材(はり、けたその他これに類するものをいう。)等をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、伝統的建造物群保存地区内の土地、建築物等、環境物件の所有者又は管理者等で、前条第 1 号から第 4 号までに掲げる行為を行う者とする。

(補助金の対象経費及び範囲)

第 4 条 補助金交付の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理については、これに要する経費とする。
 - (2) 修理については、外観に要する経費(下地材の経費を含む。)とする。ただし、伝統的建造物の保存上特に必要な場合には、構造耐力上必要な部分に係る経費を含める。
 - (3) 修景については、外観に要する経費(下地材の経費を含む。)とする。
 - (4) 復旧については、これに要する経費とする。
- 2 前項各号に規定する経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 工事費
 - (2) 設計費
 - (3) 監理費
 - (4) その他市長が特に必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の補助率及び限度額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合には、予算の範囲内において増額することができる。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる関係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、補助金

交付決定通知書(様式第2号)を速やかに申請者へ通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について変更、中止又は廃止する場合は、それぞれの理由を記載した補助事業変更・中止(廃止)承認申請書(様式第3号。以下「承認申請書」という。)をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金変更・中止(廃止)交付決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して20日以内に、補助金交付実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、西予市工事検査規程(平成16年西予市告示第16号。以下「検査規程」という。)に基づき検査を行い、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金交付確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金交付精算払請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第 13 条 市長は、前 2 条の規定に関わらず、補助事業の実施上必要と認められたときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 前項の概算払によって補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付概算払請求書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の返還等)

第 14 条 市長は、交付申請者が補助金の交付に関して付された条件に違反したときは、補助金の交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還について、期限を定めて命ずることができる。

(財産処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して撤去又は改造してはならない。ただし、補助事業者が当該財産に係る補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、市長が定める期間を経過した場合はこの限りでない。

(関係書類の整備)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の状況、経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、予算及び決算との関係を明らかにした調書等を備え付け、これらを補助事業完了の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(適正管理)

第 17 条 補助の対象となった建築物、その他の物件及び環境物件について権利を有する者は、その適正な管理に努めなければならない。

(その他)

第 18 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区に係る保存計画の決定の告示のあった日から施行する。

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

種 類		補助対象	補助率	補助金限度額	
伝統的建造物	伝統的建築物	主屋、その他の附属建物	外観及び構造耐力上必要な部分の修理に係る経費。	4/5以内	上限なし
			保存のため必要な鳥虫害等防除工事に係る経費	4/5以内	100万円
			保存のため必要な自動火災報知設備等の設置に係る経費	4/5以内	100万円
	伝統的工作物	土堀・堀	保存のため必要な修理に係る経費	4/5以内	400万円
		石垣・側溝	保存のため必要な修理に係る経費	4/5以内	300万円
		その他の工作物	保存のため必要な修理に係る経費	4/5以内	上限なし
環境物件		復旧に係る経費	4/5以内	100万円	
伝統的建造物以外の建築物等	建築物	主屋	原則として修景基準に基づいて行う外観の修景に係る経費。	2/3以内	500万円
		その他の附属建物	原則として修景基準に基づいて行う外観の修景に係る経費。	2/3以内	400万円
			維持のため必要な鳥虫害等防除工事に係る経費	2/3以内	50万円
			維持のため必要な自動火災報知設備等の設置に係る経費	2/3以内	50万円
	建築物以外の工作物	堀・門	原則として修景基準に基づいて行う修景に係る経費。	2/3以内	300万円
		石垣・側溝	原則として修景基準に基づいて行う修景に係る経費。	2/3以内	200万円
		その他の工作物	原則として修景基準に基づいて行う修景に係る経費。	2/3以内	400万円
		環境物件以外の環境要素		復旧に係る経費	2/3以内

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

西予市長 殿

住所

氏名

印

補助金交付申請書

年度、西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金の交付を受けたいので、西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付申請額
2. 添付書類
 - (1) 事業実施計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 設計図書
 - (4) 工事積算書
 - (5) その他参考となる書類

様式第2号(第7条関係)

西予市指令 第 号
年 月 日

殿

西予市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったことに対して、西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付要綱第7条の規定により、西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金を下記のとおり交付することを決定したので通知する。

記

補助対象事業名	
補助対象事業の物件及び 所在場所	
補助対象事業の内容	
補助金交付予定額	円
付帯条件等	

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

西予市長

殿

住 所

氏 名

印

補助事業変更・中止(廃止)承認申請書

年 月 日付西予市指令 第 号をもって補助金の交付の決定のあった補助事業について、下記の理由により変更・中止(廃止)したいので、西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

補助対象事業名	
事業の物件及び所在場所	
変更・中止(廃止)理由	
変更・中止(廃止)内容	
変更・中止(廃止)後 補助交付申請額	円

添付書類(変更・中止(廃止)内容がわかるもの)

- (1) 事業実施計画書(変更前・変更後)
- (2) 事業に係る収支予算書(変更前・変更後)
- (3) その他参考となる書類

様式4号(第8条関係)

西予市指令 第 号
年 月 日

殿

補助金変更・中止（廃止）交付決定通知書

年 月 日付で補助事業変更・中止（廃止）承認申請のあったこと
に対して、西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交
付要綱第8条第2項の規定により、これを承認し、西予市宇和町卯之町伝統的
建造物群保存地区保存対策費補助金を下記のとおり、変更・中止（廃止）交付
することを決定したので通知する。

記

補助対象事業名	
事業の物件及び所在場所	
変更・中止（廃止）内容	
変更後交付決定額	円
交付の条件	

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

西予市長

殿

住 所

氏 名

印

補助金交付実績報告書

年 月 日付け西予市指令 第 号で交付決定通知のあった西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金にかかる事業が完了したので、西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業成果書
- 2 収支決算書
- 3 実施設計図
- 4 完成写真
- 5 その他必要と認める書類

様式第 6 号(第 10 条関係)

西予市指令 第 号
年 月 日

殿

西予市長

補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金について、西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付要綱第 10 条に基づき、下記のとおり額を確定したので通知する。

記

補助対象事業名	
補助対象経費	円
補助金確定額	円

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

西予市長 殿

住 所
氏 名 印

補助金交付精算払請求書

年 月 日付け西予市指令 第 号で交付決定通知のあった西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金にかかる事業が完了したので、下記のとおり関係書類を添えて請求します。

記

補助対象事業名	
交 付 決 定 額	円
概算払受領済額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

但し、 年度西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金

様式第8号(第13条関係)

年 月 日

西予市長 殿

住 所
氏 名 印

補助金交付概算払請求書

年 月 日付け西予市指令 第 号で交付決定通知のあった西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金の概算払について、西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付要綱第13条第2項により、下記のとおり関係書類を添えて請求します。

記

補助対象事業名	
交 付 決 定 額	円
概算払受領済額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円
概算払請求理由	

但し、 年度西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金